

特別支援学級・通級指導教室における自立活動の指導について

【指導室 特別支援教育班】

児童生徒一人一人の実態を把握し、一人一人に応じた指導内容をどの学習活動で設定していくかを整理することで、一人一人の実態に応じた適切な自立活動の指導につなげていきます。

特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程については、小中学校新学習指導要領において次のように基本的な考え方が示されています。 ※中学校について「児童」を「生徒」に読み替えてください。

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

イ 特別支援学級において実施する教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級指導による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

〔小学校新学習指導要領総則から抜粋〕

自立活動の内容は、新学習指導要領では現行から1項目追加され「6区分27項目」になり、他の項目においても加筆されたものもあります。

自立活動の内容

区 分	項 目
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る	(1)生活のリズムや生活環境の形成に関する事
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
	(5)健康状態の維持・改善に関する事
2 心理的な安定 自分の気持ちや感情をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る	(1)情緒の安定に関する事
	(2)状況の理解と変化への対応に関する事
	(3)障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事
	(2)他者の意図や感情の理解に関する事
	(3)自己の理解と行動の調整に関する事
	(4)集団への参加の基礎に関する事
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解して、的確に判断し、行動できるようにする	(1)保有の感覚の活用に関する事
	(2)感覚の認知の特性についての理解と対応に関する事
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に況に応じた行動に関する事
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする	(1)姿勢と運動・動作の基礎的技能に関する事
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事
	(4)身体の移動能力に関する事
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2)言語の受容と表出に関する事
	(3)言語の形成と活用に関する事
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

※ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要(平成29年4月)に明示されている内容を表にまとめ、一部加筆修正したものである。

〔千葉県教育委員会『特別支援教育指導資料 平成30年3月』から抜粋〕

◎ 管内小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の実践事例を紹介します

<実態の把握>

	Aさん	Bさん
対人	・慣れた相手には自分から話しかけるが、会話は一方的になる。 ⑩ ① ③	・誰にでも話しかけるが、否定的な言葉に敏感に反応する。 ⑩ ① ③
集団参加	・一斉の指示では理解が難しいが、個別に指示を出すことで安心して参加する。 ⑩ ① ④	・予め活動する内容や時間を決めておくことで、その場で過ごすことができる。 ・自発的な集団参加は少ないため、教員からの言葉かけが必要。 ⑩ ① ④ ⑤
衝動性	・不安感が強く、慎重に行動するため衝動的な行動は見られない。 ⑩	・走り出す、怒り出す、奇声をあげる等がある。周りから理由が分からない場合もある。 ⑩ ④
「健康の保持」 ⑩ 「身体の動き」 ⑤	「心理的な安定」 ⑩ 「コミュニケーション」 ③	「人間関係の形成」 ① 「環境の把握」 ④

Point 1

在籍している児童生徒の実態を表にまとめることで、同じような課題であっても、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に違いがあることに気付くことがあります。

<年間計画の作成>

	名前	4月	5月	6月	7月	3月
健康の保持	Aさん	・体力増強 ・うがい、手洗いの定着 ※学校生活の様々な場面でやっていく				／
	Bさん					／
心理的な安定	Aさん	・気持ちを伝える言葉を知る	・気持ちを言葉で伝える	・不安な時の対処の仕方を知る		
	Bさん	・ストレスの発散方法を知る		・気持ちの調整方法を身に付ける		
人間関係の形成	Aさん	・担任とのかかわりを深める	・友達とのかかわりを深める	・小集団で学ぶ ※主体的な活動を増やす		
	Bさん			・友達とのかかわり方を学ぶ	・小集団で学ぶ ※待つことや譲ることを経験する	

Point 2

年間計画を作成することで、個別での指導、集団での指導のどちらがより効果的となるのかが明確になってきます。また、自立活動の指導は、自立活動の指導の時間だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動等の学校教育のあらゆる機会を通じて指導していきます。

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（平成30年3月）では、「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例」が障害種ごとに例示されています。こちらも参考にしてください。

